三　政府代表部

地域	所在地	控除率	限度額						
			単位	号別					
				公使	1号	2号	3号	4号	5号
アジア	ジャカルタ （東南アジア諸国連合）	11.6%	アメリカ合衆国ドル	5,091	4,137	3,659	3,182	2,864	2,864
北米	ニューヨーク （国際連合）	7.0%	アメリカ合衆国ドル	8,464	6,877	6,084	5,290	4,761	4,232
	モントリオール （国際民間航空機関）	19.5%	カナダ・ドル	4,109	3,338	2,953	2,568	2,311	2,054
欧州	ローマ （在ローマ国際機関）	19.4%	ユーロ	2,858	2,322	2,054	1,786	1,607	1,429
	ウィーン （在ウィーン国際機関）	19.0%	ユーロ	2,912	2,366	2,093	1,820	1,638	1,638
	ジュネーブ （在ジュネーブ国際機関）	8.2%	スイス・フラン	6,547	5,320	4,706	4,092	3,683	3,274
	（軍縮会議）	8.2%	スイス・フラン	6,547	5,320	4,706	4,092	3,683	3,274
	パリ （経済協力開発機構）	13.5%	ユーロ	4,091	3,324	2,941	2,557	2,301	2,046
	（国際連合教育科学文化機関）	13.5%	ユーロ	4,091	3,324	2,941	2,557	2,301	2,046
	ブリュッセル （欧州連合）	16.9%	ユーロ	3,267	2,655	2,348	2,042	1,838	1,634
	（北大西洋条約機構）	16.9%	ユーロ	3,267	2,655	2,348	2,042	1,838	1,634
アフリカ	アディスアベバ （アフリカ連合）	12.6%	アメリカ合衆国ドル	4,720	3,835	3,393	2,950	2,655	2,655

（在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令の一部改正）

第二条　在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令（昭和二十七年政令第四百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十八条」を「第十八条第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

2　在中華人民共和国、在バヌアツ、在ケニア及び在マラウイの各日本国大使館並びに在チェンマイ、在上海、在ダナン、在サンクトペテルブルク、在ハバロフスク及び在ユジノサハリンスクの各日本国総領事館に勤務する外務公務員であって、令和六年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、第一条の規定による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

内閣総理大臣　岸田　文雄
外務大臣　上川　陽子